

Q1 個人病医院が医療法人成りをすると税務上どのようなメリットがありますか。

A **ポイント**

- (1) 法人成りをすると、所得税と法人税の税率構造のちがいと法人、個人との所得の分散によりトータルの税率が軽減され、役員は給与所得控除を受けることができます。
- (2) 役員退職金が損金で受けられるため長期的な対策が取りやすくなり、生命保険料をはじめ損金算入できる項目も増え、欠損金の繰越控除が7年間できるようになります。
- (3) 新医療法の施行期日である平成19年4月1日以降、持分の定めのある社団医療法人の設立は拠出金制度の医療法人（いわゆる出資額限度法人）に限られますが、施行日までは従来の残余財産分配請求権を持つ法人の設立が可能です。

1. 医療法人成りのメリット、デメリット

医療法人成りの主なメリット

(1) 理事長、理事等、医療法人に所得が分散され税額が軽減できる

所得税の税率は4段階で、最高税率は1,800万円超の所得に対して37%ですが、法人税は資本金1億円以下の法人の場合、所得に対して800万円までは22%、それを超える部分には30%の税率が適用されます。加えて医療法人、理事長、理事等に所得が分散されることによる税率引下げ効果並びに役員報酬が給与所得となるため給与所得控除を受けることができます。

(2) 役員退職金の支給が可能になる

個人開業の場合、事業主が自分に退職金を支払うことはありませんが、適正な退職金規程に則った医療法人の役員退職金は損金になります。退職所得課税は退職後の生活保障などの観点から優遇され、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残りの2分の1課税となっています。役員退職金の活用によって長期の経営計画が立てやすくなり、医療法人の剰余金対策にもなります。

(3) 損金算入できる支出項目が増える

個人病医院の場合に、生命保険料は院長の家計費となるため必要経費とはならず、僅かに5~10万円以内の生命保険料控除が受けられるだけです。しかし、医療法人の場合には、契約者及び受取人を法人にすると定期保険料などは法人の経費になります。生命保険は、役員退職慰労金の支払原資や役員にもしものことが生じた場合の事業保障資金に充てること等に活用できます。

その他、医療法人名義の車両の場合、車両関係費は全額損金算入できる、院長の出張の場合でも宿泊代や諸経費の実費のほか日当を支給することができる、など損金算入項目が増えます。

(4) 社会保険診療報酬の振込時に源泉徴収がなくなる

個人開業の場合、所得税の前払いとして(支払決定金額 - 20万円) × 10%相当額が源泉徴収されるため資金繰上マイナスとなりますが、医療法人には源泉徴収はありません。

(5) 欠損金が生じた場合、7年間の繰越控除ができる

青色申告個人の純損失の繰越控除は3年間ですが、医療法人の欠損金の繰越控除は7年間可能。

医療法人成りのディメリット

医療法人設立認可申請手続きから法人開業までの事務手続き、毎期の知事への決算関係書類の届出義務、決算期の資産総額の登記、2年に1度の役員の改選等、事務が複雑になる、剰余金の配当ができない、院長個人の可処分所得が減少する、ことなどがあげられます。

2. 医療法改正で持分の定めのある社団医療法人の設立はどうなるか

出資持分の定めのある社団医療法人は、全国の医療法人総数41,720(平成18年3月末現在)の98%強を占めていますが、新医療法の施行期日である平成19年4月1日以降設立できる出資持分の定めのある社団医療法人は、拠出金制度の医療法人(いわゆる出資額限度法人)に限られます。これは、出資者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等に帰属させることにより医療法人の非営利性を徹底するとともに、医療法人の安定的運営に寄与するためのものです。

ただし、平成19年4月1日以前に設立された既存の出資持分の定めのある社団医療法人は、当分の間、解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等に帰属させる必要がないとの経過措置とられますので、これから施行日までに設立される医療法人(北海道の場合、平成18年12月5日までの事前審査に間に合うこと)も既存の医療法人として経過措置の対象になります。

3. 個人開業と医療法人の税額計算事例

医業所得3,000万円(夫人の専従者給与500万円)の個人診療所が医療法人成りして、役員報酬を理事長2,000万円、理事長夫人である理事1,000万円としたケース(残りが医療法人の所得)で法人、個人にかかる税金と個人時代の税金を比べてみましょう。
(所得控除額を院長個人、理事長200万円、専従者、理事100万円と仮定)

(単位:万円)

	個人開業		法人成り後			
	院長	専従者	理事長	理事	医療法人	合計
所得	3,000	500	2,000	1,000	500	3,500
給与所得控除額		154	270	220		490
所得控除	200	100	200	100		300
課税所得	2,800	246	1,530	680	500	2,710
所得税、法人税	787	24.6	336	103	110	549
住民税	333	14.6	168	58	26	252
税額合計	1,120	39	504	161	136	801

(注) 定率減税は考慮していません。

この計算事例では、法人成り後の個人、法人にかかる税額合計が801万円となり、個人開業のときに比べ税負担額は358万円(約31%)軽減されることになりました。これは、所得税と法人税の税率構造の違いとともに、所得の分散効果によるものです。

Q2 事業承継を円滑に行うための計画的な贈与の仕方について教えてください。

A

ポイント

- (1) 事業承継は早い段階から長期的な計画を立てることがポイントで、後継者への計画的な財産の贈与は事業承継を円滑に行うための重要な要素ですが、家族構成、遺産構成、対策のとれる年数等を考慮し有利な方法を選択します。
- (2) 暦年課税制度と相続時精算課税制度には一長一短がありますので、いくつかの取り得る方法について具体的に計算を行って見極めるとよいでしょう。

1. 暦年課税制度と相続時精算課税制度

計画的な贈与を行う場合、暦年課税制度と相続時精算課税制度とがあり、家族構成や財産構成などを考慮して、どちらが自分にとって有利であるかを判断する必要があります。

暦年課税制度・・・暦年（1月1日から12月31日までの1年間）ごとにその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度。

一般的な贈与税の課税制度。累進税率であるため一時に金額の大きな贈与をすると税負担が重くなりますが、年数をかけて贈与ができる場合は毎年基礎控除を受けながら財産を受贈者に移転できますので有利です。

相続時精算課税制度・・・将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度。

この制度を利用していくら贈与しても相続財産を減らす効果はありませんが、特別控除額が大きく贈与税率も20%定率ですので金額の大きな贈与に向いています。なお、いったんこの制度を選択すると、その贈与者からの贈与について暦年課税制度で計算することはできません。

暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

区分	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者	制限なし	65歳以上の親（父母ごとに選択できる）
受贈者		20歳以上の子（子供ごとに選択できる）
選択の届出	不要	必要（一度選択したら相続時まで継続適用）
控除	基礎控除額（年）：110万円	非課税枠（特別控除額）：2,500万円 （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	累進税率10～50%	一律20%
相続時精算	相続税とは切り離して計算 （相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算される）	相続時の計算時に精算（合算）される （贈与財産は贈与時の時価で評価）

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%		600万円以下	30%	65万円
300万円以下	15%	10万円	1,000万円以下	40%	125万円
400万円以下	20%	25万円	1,000万円超	50%	225万円

2. 暦年課税制度と相続時精算課税制度の相続にまたがる計算例

父と推定相続人である子が1人の場合で、計画的な贈与を暦年課税制度で行った場合と相続時精算課税制度で行った場合と比較しながら計算例を見てみましょう。

贈与財産 2,400万円(600万円ずつ4年間で贈与)

相続財産 7,600万円(贈与財産以外)

相続税の基礎控除額 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

相続税の速算表(抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下の金額	10%	
3,000万円以下の金額	15%	50万円
5,000万円以下の金額	20%	200万円

(単位:万円)

贈与时	贈与価額	暦年課税制度	相続時精算課税制度
平成18年	600	$(600 - 110) \times 30\% - 65 = 82$	$2,500 - 600 = 1,900$ (非課税枠残) 0
平成19年	600	$(600 - 110) \times 30\% - 65 = 82$	$1,900 - 600 = 1,300$ (非課税枠残) 0
平成20年	600	$(600 - 110) \times 30\% - 65 = 82$	$1,300 - 600 = 700$ (非課税枠残) 0
平成21年	600	$(600 - 110) \times 30\% - 65 = 82$	$700 - 600 = 100$ (非課税枠残) 0
相続時	相続財産		
平成25年 父死亡 法定相続人 子1人	7,600	$7,600 - (5,000 + 1,000) = 1,600$ $1,600 \times 15\% - 50 = 190$	$7,600 + 600 \times 4 = 10,000$ $10,000 - (5,000 + 1,000) = 4,000$ $4,000 \times 20\% - 200 = 600$
	贈与から 相続まで の税額	$82 \times 4 + 190 = 518$	600

この計算例では、暦年課税制度を選択した方が税負担が軽くなっています。

同じ2,400万円の贈与でも800万円ずつ3年間で贈与すると、下表のように相続時精算課税制度の方が税負担が軽くなります。このようにトータルでは同じ金額の贈与でも早い段階から長期的な計画のもとで贈与できると暦年課税の有利さ(基礎控除を受ける年数も増え、低目の税率)で税負担は少なく済むことになります。

(単位:万円)

贈与时	贈与価額	暦年課税制度	相続時精算課税制度
平成18年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$	$2,500 - 800 = 1,700$ (非課税枠残) 0
平成19年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$	$1,700 - 800 = 900$ (非課税枠残) 0
平成20年	800	$(800 - 110) \times 40\% - 125 = 151$	$900 - 800 = 100$ (非課税枠残) 0
贈与から相続までの税額		$151 \times 3 + 190 = 643$	600